

富山県環境教育等行動計画（仮称）（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見の募集期間

平成 29 年 1 月 27 日（金）～ 2 月 15 日（水）

2 募集方法

① 閲覧場所

富山県ホームページ、県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、環境政策課）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

② 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、県庁窓口への提出

3 意見提出数

提出人数：2 名

提出件数：15 件

4 「富山県環境教育等行動計画（仮称）（案）」に対して寄せられた意見と意見への対応案

番号	項目・関係箇所	意見	意見への対応案
1	(4 ページ) 第 1 章 3 (2) 「行動計画」 の位置付け	<p>条例、計画及び指針は、策定・改定年月を記載することによって、取組み経過を理解しやすいと思います。</p> <p>例 富山県自然環境指針 平成 15 年 9 月 富山県環境基本計画 平成 24 年 3 月</p> <p>又、ダイアグラムは、県内だけでなく国内及び世界との関連法律・環境宣言等と関連付けることも重要です。</p>	<p>(2) 「行動計画」の位置付けの体系図の中に、条例、計画及び指針の策定・改定年月を記載。</p> <p>また、行動計画に関連する環境教育等促進法及び基本方針についても体系図の中に記載。</p>

2	<p>(6 ページ) 第1章 3(4)「行動計画」 の基本的な考え方 施策の基本方向 ①②</p>	<p>環境教育は、いのちの大切さを学ぶことも含まれています。教科書にない、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことを学びます。</p> <p>また、地球上に生命を持つものは相互に関係し合い、支え合いながら生活しています。</p> <p>このことから、私たちは、支え合い、お互いに理解し合い、社会全体がいのちを大切にすることを学ぶことを忘れてはなりません。</p>	<p><u>下記のとおり修正（下線部追加、2重取消線部削除）。</u></p> <p>① “おや、なぜ”と思う ～関心をもつ、気づく～</p> <p>環境教育では、自然界の様々な事象のすばらしさに感動し、その仕組みや生命の循環の巧みさに気づくことが大切です。<u>地球上でいのちあるものは相互に関わり合い、支え合う尊い存在であることを感じて、その大自然の循環を分断している原因が人間の生活によるものだと気づくことから、環境への関心が目覚めます。</u></p>
3	<p>(9 ページ) 第2章 1 家庭</p>	<p>家庭単位で環境保全活動に参加することは、現実的にあまりないと思います。地域社会や民間団体の活動に参加するためのシステムづくりが必要かと思います。</p>	<p><u>下記のとおり修正（下線部追加、10 ページ）。</u></p> <p>(2) 目指す方向</p> <p>なお、子どもたちが学校や地域等で学習している環境教育の内容について、家庭での会話を通して大人も学びながら広く社会に浸透させていくことも大切な視点です。<u>家庭内での会話がきっかけとなって、親子で具体的な環境保全活動に参加していくことが期待されます。</u></p>
4	<p>(19 ページ) 第3章 1 人材の育成 と活用の推進</p>	<p>小学校、中学校、高等学校等それぞれの発達段階に応じて児童・生徒が体験を通じて環境について学ぶ機会を充実することも重要です。</p>	<p>ご意見のとおり、発達段階に応じて環境教育を実施することは重要であることから、第2章2学校(2)目指す方向において下記のとおり記載しております。(11 ページ)</p> <p>(2) 目指す方向</p> <p>学校は、基礎的な内容の習得から問題解決のための能力の育成まで、児童生徒等の発達段階に応じた環境教育を進めていくうえで、非常に重要な役割を担っています。</p>

5	(11 ページ) 第2章 2 学校	現実として生徒は勉強や部活で日々余裕がないため、学校単位で地域社会や団体と連携することは難しいと思われます。例えば教育委員会等と連携して学校の社会体験行事として、年に何回か1～2時間程度を環境保全活動に充てるなどの工夫が必要だと思います。	<u>下記のとおり修正（下線部追加、2重取消線部削除）。</u> (2) 目指す方向 学校は、児童生徒等が社会生活を営んでいくための基礎を学ぶ場でもあることから、身近な環境問題について学ぶことは、環境に配慮した生活様式を身につけるとともに、地域構成員としての自覚を得るうえでも、大きな効果があります。 <u>また、地域における環境保全活動を定期的実施することにより、地域社会や民間団体等との連携につながることも期待されます。</u> また、 現在の環境問題を考えるうえで、国際的なあるいは地球規模の視点を持つことが重要であることから、ESD の理念や観点の導入、ESD の推進拠点となるユネスコスクールの加盟を促進することが期待されています。
6	(13 ページ) 第2章 3 事業者	事業者が地域で行われる環境保全活動に参加するためには、環境レポートを作成するような規模の大きい事業者であれば可能だと思いますが、中小規模の事業者については、事業者のみで参加することは難しいと思われるので、地域と連携する仕組みを作る必要があります。	<u>下記のとおり修正（下線部追加）。</u> (2) 目指す方向 このほか、事業者も、 <u>行政からの情報提供を活用し、地域社会の一員として、学校や地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、所有する施設や人材を提供するなどして、家庭や学校、地域で行われる環境教育を支援することが期待されています。</u>
7	(16 ページ) 第2章 5 地域社会	環境美化や森づくり活動に地域ぐるみで参加・取り組むためには、自治会連合会を通して町内会への働きかけが不可欠だと思います。	<u>下記のとおり修正（下線部追加）。</u> (2) 目指す方向 地域の環境について関心を持ち、よりよい環境づくりを進めるためには、このような地域の資源を活動の体験の場や学習素材として活用し、各主体が連携・協力して環境教育や環境保全活動を行うことが必要です。 <u>特に、各自治会や自治会連合会（県・市町村）の理解・協力を得ることが、環境美化や森づくり活動などに地域ぐるみで参加し、取組みを広げることにつながると考えられます。</u>

8	<p>(17 ページ) 第2章 6 行政 (2) 目指す方向</p>	<p>専門家やコーディネーターを育成し、その活動を支援するに加えて、活動母体及び団体の相談にのり「いろいろな提案をしても、行政にやる気がない」という現場の声を払拭することにも配慮を願いたい。企業間でうまくやれるが、地域や業種の違う企業とでは日程の調整に多大な労力を払っている。 また、コミュニティや学校などと協働活動する場合、相談にのってもらいたい。</p>	<p><u>下記のとおり修正（下線部追加）。</u> (1) 現状と課題 一方で、学校や事業者、民間団体等の環境保全活動や環境教育を促進するため、行政には人材の育成、情報の提供、<u>相談対応、各主体間のネットワークづくり</u>が求められています。 (2) 目指す方向 そのためには、ESD 等の環境教育等に関する情報の提供や、専門家やコーディネーターを育成する「人づくり」、各主体が連携した活動を広げるネットワークづくり等の「仕組みづくり」が必要であり、<u>人的・技術的支援や各主体からの相談対応を含めた推進体制を築く</u>ことが求められています。</p>
9	<p>(14、17 ページ) 第2章 4 民間団体等 6 行政</p>	<p><民間団体等> 高齢化社会が進んでおり、民間団体等に互いに連携するエネルギーがないように思います。市町村等が中心となって連携する場を設けないと難しいと考えられます。 <行政> 県民、民間団体等の連携・協力を進めるためには具体的な方策の記述が必要な気がします。</p>	<p><u>下記のとおり修正（下線部追加、17 ページ）。</u> 6 行政 (1) 現状と課題 一方で、学校や事業者、民間団体等の環境保全活動や環境教育を促進するため、行政には人材の育成、情報の提供、各主体間のネットワークづくりが求められています。 <u>民間団体等が互いに連携した活動を促進するためには、行政が中心となって連携する場づくりや情報提供を行うことが有効と考えられます。</u></p>
10	<p>(19 ページ) 第3章 1 人材の育成と活用の推進</p>	<p>教員、社会教育施設の担当者への研修は、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと一緒に受講できる研修を企画します。とやま環境チャレンジ10 出前講座において、教員と日程調整の確認だけに終わっていますが、年間地球温暖化防止推進員研修会に教員が参加して、協働で研修を受けることも大切です。</p>	<p><u>下記のとおり修正（下線部追加）。</u> <具体的取組み> ・教員、社会教育施設の教育担当者などへの研修の充実や<u>参加の呼びかけ</u></p>

11	<p>(19 ページ) 第3章 1 人材の育成と活用の推進</p>	<p>人材の養成は必要と思いますが、これらの人材が学校や地域で活躍するための場づくりについては、行政がもっと関与することが必要だと思います。</p>	<p><u>下記のとおり修正（下線部追加、2重取消線部削除）。</u> 1 人材の育成と活用の推進 このため、指導者となる人たちが「環境問題とは」、「環境教育とは」といった、環境教育の前提をしっかりと学べる研修会などを開催し、リーダー的役割を担う人材の育成や、ファシリテーター（活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人）、コーディネーターの育成を推進します。そして、育成された人材が、学校や地域社会などで活躍できるよう、サポートできる体制を整備<u>します</u>するとともに、<u>活動のための場づくりを推進します。</u></p> <p><具体的な取組み> ・体験を重視した環境教育を推進するため、民間団体等と連携・協働し、地域の人材を活用した「地球温暖化防止活動推進員」、「ナチュラリスト」、「地下水の守り人」、「川の見守り隊」、「フォレストリーダー」などを養成し、<u>学校や地域などでの活動や出前講座・自然解説などで活用</u></p>
12	<p>(20 ページ) 第3章 4 環境教育の場や機会の提供</p>	<p>「こどもエコクラブ」の登録者数は年度により変わりますが、伸び悩みの状況が見られます。場や機会とともに積極的なリーダーの存在が必要であり、リーダーの育成についての記述がもう少しあった方がよいと思われます。</p>	<p><u>下記のとおり修正（下線部追加、2重取消線部削除）。</u> 4 環境教育の場や機会の提供 さらに、先進的な各主体の活動事例を紹介し、普及を図るとともに、<u>全国的・広域的な観点から</u>に取り組みされている、「こどもエコクラブ<u>事業</u>」などに<u>学習機会の情報を提供するほか、今後の担い手となる積極的なリーダーを育成する観点からも、学習や実践活動の成果を発表できる場や機会の充実を図ります。</u></p>

13	(23 ページ) 第3章 5 協働取組みの推進	「協働取組みの申出制度」は大変よい考えだと思います。制度と実際の活用例を周知すれば効果があると思います。しかし「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」については、特に実効性が感じられず、むしろハードルになると考えられます。	「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」は、法により設けられた制度です。協働取組みを行う場合に必ず協定を結ぶことや、協定を結んだ際に届出を義務付けるものではなく、知事に届け出ることができる制度であり、協定の内容をインターネットを通じて公表することにより、協働取組みが促進されることを目的としています。 今後、制度の活用例等についても紹介し、周知等に努めてまいります。
14	(25 ページ) 第4章 1 推進体制の整備	「エコノワとやま交流会」は環境保全活動に取り組む企業や民間団体の連携や協働取組みの推進を目的としていますが、現時点では情報交換や事例発表が主となっているので参加団体を増やすなど、拡大を図ることがよいと思います。 新たな組織づくりは、大変ですが、環境保全活動はローカルで身近な地域で行うことが基本のように思います。昔に比べると少子化の影響もあると思いますが、ボーイスカウトや青年団も減少しているので、地域で活動する団体等の組織づくりについて、もう少し記述があった方がよいと思います。	<u>下記のとおり修正（下線部追加、22 ページ）。</u> 第3章 5 協働取組みの推進 <具体的な取組み> ・活動団体の連携を図り、協働取組みを推進するため、「 <u>エコノワとやま交流会</u> 」等の活動発表や交流を行う場と機会の提供 ・「 <u>エコノワとやま交流会</u> 」の参加団体を増やし、 <u>環境保全活動に取り組む事業者・民間団体間の連携を推進</u> ・ <u>事業者・民間団体、地域で活動する団体</u> などの活動等に対する支援
15	(25 ページ) 第4章 1 推進体制の整備	「環境とやま県民会議」や「エコノワとやま交流会」、「とやま環境財団」など既存の組織を活用することはいいと思いますが、「環境とやま県民会議」は、循環型・脱温暖化社会の構築をめざしてエコライフスタイルを推進することを目的としており、環境教育もその中に入れるのは少し無理があるように思われます。	ご意見のとおり、「環境とやま県民会議」は、循環型・脱温暖化社会の構築をめざしたエコライフスタイルの推進を目的として設立されておりますが、本計画の上位計画である富山県環境基本計画の推進体制の中心としても位置付けられていることから、本計画においても同様に位置付けることとしております。

